

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 12 月 22 日（金）第 476 号 の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○くろまぐろ（小型魚）の採捕の停止（水産振興課取扱い） 1

教 育 委 員 会 告 示

○会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等の一部
改正（※）（総務福利課取扱い） 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 945 号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1－3に規定する鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、法第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。

なお、鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）においてくろまぐろ（小型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和5年12月23日から令和6年3月31日までの間とする。

令和5年12月22日

鹿児島県知事 塩田康一

教 育 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 告 示 第 6 号

令和2年3月31日鹿児島県教育委員会告示第2号（会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等）の一部を次のように改正し、令和5年12月22日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和5年4月1日から適用する。

改正後の告示の規定を適用する場合においては、改正前の告示の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の告示の規定による報酬の内払とみなす。

令和5年12月22日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

2の表教育委員会の部学習指導員の項中「2,820円」を「2,850円」に改め、同部スクールカウンセラースーパーバイザーの項中「5,030円」を「5,090円」に改め、同部スクールカウンセラーの項及び広域スクールソーシャルワーカーの項中「5,030円」を「5,090円」に、「3,018円」を「3,054円」に改め、同部専門相談員の項中「7,030円」を「7,110円」に改め、同部部活動指導員の項中「1,610円」を「1,630円」に改め、同部非常勤講師の項中「6,100円」を「6,170円」に、「5,100円」を「5,160円」に、「4,600円」を「4,650円」に、「5,650円」を「5,710円」に、「2,820円」を「2,850円」に、「3,400円」を「3,440円」に改める。